

## パブリックコメント意見募集の結果公表

「帯広市消費生活安定条例の改正骨子」に対して、市民の皆様からご意見を募集しました結果について、ご意見の概要と市の考え方は下記のとおりです。ご意見をお寄せいただきありがとうございました。

寄せられたご意見等について検討した結果、「帯広市消費生活安定条例の改正骨子」を次のとおり原案どおりとすることとしました。

### 【意見募集結果】

案 件 名	帯広市消費生活安定条例の改正骨子		
募 集 期 間	平成22年12月10日（金）～ 平成23年1月11日（火）		
意 見 の 件 数 （意見提出者数）	8件（2人）		
意 見 の 取 り 扱 い	修正	案を修正するもの	件
	既記載	既に案に盛り込んでいるもの	件
	参考	今後の参考とするもの	7件
	その他	意見として伺ったもの	1件
意 見 の 受 け 取 り	持参		人
	郵送		人
	ファクス		1人
	電子メール		1人

### 【意見等の内容】

市民の意見の概要	件数	意見に対する帯広市の考え方
<p>&lt;5-(1) 基本理念&gt;            条例の改正骨子によると、消費者基本法第2条を受けて新たに基本理念を規定するとしていくことに関して、そのこと自体は賛成である。            しかし、その基本理念のなかで、消費者の基本的な権利として「公正な取引により良質な商品やサービスが提供される権利」を明記するとしているが、消費者基本法第2条では「商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保されること」となっており、伝統的に消費者の基本的な権利とされている「選択できる権利」という視点が弱いと考える。            「公正な取引」は当然に前提とされるべきであるが、その上で、消費者の「選択できる権利」という概念を盛り込むべきである。</p>	1	<p>【参考】            ご意見の趣旨に沿って、条例改正を検討していきます。</p>

市民の意見の概要	件数	意見に対する帯広市の考え方
<p>&lt; 6-(1) 消費者の権利擁護に関する施策 &gt;  実効性のある条例にすべく、具体的に運用可能な内容とするよう求める。</p>	1	<p>【参考】  改正骨子の目的にありますように、消費生活における商品やサービス等の安全性の確保、取引行為や事業活動の適正化などに関して、実効性、具体性のある条例となるよう努めます。</p>
<p>&lt; 6-(1) 商品等の確保及び物価の安定 &gt;  物流の多様化、価格決定のメカニズムの複雑化から、市で対策することの困難性がある状況のなかで、条例に規定する場合、具体的な施策を打ち出すことが可能か、又実効性があるかの判断も必要と思われる。</p>	1	<p>【参考】  基本的な需要が満たされることは消費者の基本的な権利であり、消費生活における商品等の量・質の確保及び価格の安定等に係る施策を検討していきます。</p>
<p>&lt; 6-(1) 消費者被害の救済について &gt;  消費生活審議会における消費者苦情のあっせん、調停も検討されていると聞かすが、法や相談業務の専門家の介在なしで可能か、実効性についての検討が必要である。</p>	1	<p>【参考】  法律等専門家による体制の構築により、実効性の確保に努めます。</p>
<p>&lt; 6-(2) 消費者の自立支援に関する施策 &gt;  消費者教育・啓発及び情報提供については、消費者の年齢層に応じた、きめ細やかな施策を求める。</p>	1	<p>【参考】  消費者の自立の支援に当たっては、消費者の年齢その他の特性が配慮されなければならない旨を基本理念に盛り込み、施策を検討していく考えです。</p>
<p>&lt; 6-(2) 消費者意見の市の施策への反映 &gt;  消費者意見の反映に向けた必要な措置を講じる旨明記すべき。</p>	1	<p>【参考】  消費者の意見が施策に反映されることは消費者の基本的な権利であり、改正骨子にありますとおり基本理念に盛り込む考えです。</p>
<p>&lt; 6-(3) 消費者と消費者団体の取扱い &gt;  両者を区分する必要性の認識が必要と思われる。</p>	1	<p>【参考】  条例改正に当たっては、消費者と消費者団体それぞれの役割を明記する考えです。</p>
<p>&lt; 5-(5) 消費生活センター &gt;  消費生活センターは業務委託により運営されていると聞いているが、消費生活センターに係る業務委託部分と市の責務について明記する必要がある。</p>	1	<p>【その他】  消費者基本法及び消費者安全法において、地方自治体は消費者の苦情処理や相談を行うことが求められており、その業務に関して消費生活センターの設置等を規定する考えですが、消費生活センターをどのような方法で運営するかについては、業務執行上の問題として整理する考えです。</p>

**【案件の最終案】**

別紙のとおり